○第１回跡地利活用検討部会（玉津小学校区）協議概要

令和４年７月２６日（火）１８:００～１９：１７
玉津小学校　多目的室
出席者　教育総務課長・同課課長補佐・同課課長補佐兼施設係長・同課総務係長・同課総務係主査・生涯学習課長・同課課長補佐・企画課課長補佐、同課企画係長
玉津小学校区跡地利活用検討部会委員２名（１名欠席）
オブザーバー１名

１.教育総務課長あいさつ

令和６年度４月の吉田統合小学校の開校に向けて準備を進めている。統合準備協議会の下部組織である跡地利活用検討部会の第１回目の開催であり、意見を伺いながら説明、協議を進めさせていただきたい。

２．事務局出席者及び各委員、オブザーバー紹介

司会による事務局職員及び各委員、オブザーバーを紹介する。

３．説明事項

説明事項に移る前に、跡地利活用検討部会の目的である廃校後の施設利活用を検討していくこと及び跡地利活用検討部会の統合準備協議会での位置づけを説明する。また、跡地利活用の基本方針についても、地域住民の意向を尊重することが原則となっているが、市の所有財産である以上、公共施設のマネジメントや地域経済の発展といった視点も加え、地元と市でアイデアを出し合って、地区の活性化を見いだしていきたい旨を説明する。

（１）及び（２）宇和島市学校跡地施設利活用基本方針（概要版）

地域住民の意向を尊重することを原則としつつ、公共施設のマネジメントの観点や地域経済の発展の観点から市民全体の利益にかなうものとする必要があるという基本方針を説明する。

また、宇和島市内の現在の検討対象施設である10校の情報を説明する。

続いて、利活用に向けた方針として、「１．地域による活用」、「２．公共・公用施設として活用」、「３．公共的団体等による活用」、「４．民間事業者等による活用」、「５．除去（売却）等の実施」を説明する。優先順位についても、「地域による活用」と「公共施設として活用」、次に「公共的団体による活用」、「民間事業者等による活用」、「除却等の実施」の順である旨の説明を行う。

また、市内廃校の活用事例として、災害用物資及び地域行事の備品類の保管場所や地域交流レストランとして社会福祉法人が運営しているケース、災害時の指定避難場所として指定されている事例を示す。

その他、全国での活用事例として、廃校施設等活用事例集を配布する。平成22年９月に文科省が「～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト」を立ち上げていることを説明する。

〇意見・質問等はないか問う。

Ｑ　宇和島市学校跡地利活用基本方針の検討の優先順位について、跡地利活用の案がでてこなければ、優先順位のとおりに進んでいくのでよいか。資料の図では「１．地域による活用」、「２．公共・公用施設として活用」が同じ扱いのようにみえるが、地域や公共施設としての活用が決まったら、それ以降の検討はないということでよいか。

Ａ　基本的には地域の方で決まる若しくは公共施設としての利用案が決まらなければ、優先順位の下に降りていくというようになる。

（３）及び（４）玉津小学校の基本情報・平面図

跡地利活用対象施設となる玉津小学校について、建物敷地面積は4,057㎡、運動場面積は7,965㎡、校地面積は12,022㎡、校舎及び屋内運動場（体育館）の延床面積が1,894㎡、940㎡といった基本情報を説明する。また、耐震基準についても、校舎は平成27年度に耐震工事実施済みであり、屋内運動場は新耐震基準を満たしていること、その他、空調設備のある教室についても説明を行う。

〇意見・質問等はないか問う。

－特に意見・質問なし－

４．協議事項

（１）協議の進め方

今後の進め方について、事務局は、地元での活用方法の検討を行うに際して、必要な情報提供、または助言を行っていく立ち位置であると説明する。

また、委員を含めた地元関係者には、廃校利活用の意見を集約していただきたい旨を説明する。跡地利活用検討部会におけるオブザーバーについては、オブザーバーが協議に加わることは可能で、選考は地元関係者で協議していただくのが望ましいと説明する。

その他、検討に際して、事務局の参加は必ず必要ではなく、地元で自由に検討の会議を開催して構わない旨も説明する。

また、協議のなかで、公民館担当部署から行政財産の有効な利活用という前提で、公民館の旧校舎での利活用を考えている旨を説明する。

○意見・質問等はないか問う。

Q　この跡地利活用検討部会もあと２年弱になるが、令和６年４月以降になったら誰が検討をしていくのか。

A　多くあるパターンでは、地元の自治会などで検討されている。令和６年４月まではこの跡地利活用検討部会があるため、このような場でご質問いただけたら、担当課に繋ぐ等の相談や支援をさせていただく。

Q　令和６年４月までに検討案がまとまらなかった場合、それ以降はどうなるのか。

A　令和６年４月以降であれば、相談窓口はこの部会ではなくなり、企画課に相談するようになる。令和６年度以降に地域で使いたいものが見つかった等あれば、企画課に話をいただいて相談やサポートをさせていただく。数年経ち、民間企業から使用希望が出てきた場合でも企画課が相談窓口になる。そのような場合も、まずは地域の方にご理解をいただくようにしている。

Q　「公共施設としての活用」について、市の方から今までこのように使いたいといった提案はなかったのだろうか。

A　「公共施設としての活用」の実績としては、廃校となった小池小学校で市の水産振興センターとして使用をしているものがある。

Q　小池小学校の事例も地元に了解をとっていったのか。

A　自治会などに行政としてこのように使いたいといったことを説明させていただいた。

Q　小池小学校以外に「公共施設としての活用」を市の方からといった事例はないか。

A　校舎自体での事例は、その他にはない。ただ、九島地区で「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業として、市と地元の連携事業のようなかたちで行っている。

Q　公民館との移転も含めて、地域で要望を考える際に一定の基準があって考えるのか、それとも、それぞれ地域毎に考えていただくのか、そのあたりはどのようになっているのか。

A　他の校区でも説明は行っているが、吉田公民館を除く吉田町内の公民館に関してはどこも古い建築物であり、近い将来考えていく必要があるため、公民館の校舎への移転を前提に考えている。

Q　公民館は全体的に老朽化していくなかで解体していくような考えがあるということでよろしいか。

Q－２　公民館の校舎移転の話について、地元の人が使うにしても建物のどの範囲でできるのかといった管理の問題も含めて、情報をオープンにできるのであればしていただいた方がしっかりとした議論ができるのではないかと思う。

A　解体についてはそのとおりである。吉田公民館以外の４公民館については、全て解体する必要があるくらい老朽化している。一例として、喜佐方校区について、１階を公民館として使う想定をしている。ただ、地域毎で色々な意見はある。

Q　プールは具体的にどのようにするのか考えはあるのだろうか。

A　検討は今後になろうかと思う。事例として、浦知小学校では保護者の方々が管理していただく条件で夏場に子どもたちが使うということはあった。

Q　玉津校区の跡地利活用検討部会の委員は３名と少ない。例えば、婦人会のような女性の目線等も検討の際の参考になると思う。例えば何人くらいが良いといった筋道を出しても良いかと思う。

Q－２　委員の人数については大丈夫と考えている。

A　この人でなければいけないということはないため、地域によって決めていただければと良い。

Q　早めに地域の方にお知らせして意見をまとめたいと思う。

A　検討案は閉校までに決めなければならないというものではなく、最終的に良いものができるよう検討していただきたい。そのうえでは、行政がどの部分を使うのか、地元はどこを検討したら良いのかというのは確かにあると思う。

Q　玉津公民館は築何年経過しているのか。

A　40～50年程度にはなる。耐震性もない建物になる。

Q　小学校は指定避難所になっており、多くの人数が避難できる計算であるが実際の避難可能者数は少なくなるかもしれない。そのあたりの整合性もあり、あまりテナントなどがたくさん入ってくるとどうなのかとも思う。

A　市の災害時の資材も現在３階に置かれている。行政利用として避難所も必要な部分もありどうしても貸すことはできないという面もある。

（その他の意見）

・耐震性もないという話であれば、公民館の校舎への移転という話も個人的には納得している。

・他市の廃校活用では、地域おこし協力隊を招集していた。地域のことを考えるとなったら、核となる人物が仕事としてやっていただくのも非常に良いかと思い、例えば、３年ほどの任期のなかで考えていくのも良いと思う。

（２）～（４）利活用方法の参考事例及び次回までの準備事項（案）、次回の協議事項（案）

（２）利活用方法の参考事例では、学校跡地利活用基本方針に沿った活用案の１つとして、社会体育施設としての活用も検討される旨を説明する。

（３）次回までの準備事項（案）について、事務局としては今後追加でお知らせしたい内容があれば検討部会若しくは電話等でお知らせしていく旨を説明する。また、委員には、委員を含めた地元関係者で活用案をある程度取りまとめていただき、校区代表者からの連絡をもって跡地利活用検討部会を開催し、準備を進めていただく旨を説明する。

（４）次回の協議事項については、次回の協議の結果次第で事務局側と委員側で更なる準備を行い、今後、地域での利活用検討がまとまった後のステップについて、内容に応じて相談、助言をさせていただく旨を説明する。

〇意見・質問等はないか問う。

Q　利用料は利用する者で設定してもよいのか。光熱水費や賃借料などに一定の水準はあるのか。

Q－２　例えば、みかんの収穫期にアルバイターの宿泊施設にしたいという場合、料金設定に制限をかけるものではなく自由にやっても良いのだろうか。

A　料金の規定はしておらず、そのあたりも地域の方で考えていただく。例えば、地域が校舎を借りる場合は無償である。ただ、無償の場合でも、利益を地域のために求めるかどうかという考えもある。もし、利益を求める事業を行う場合でも、利益を地域に還元するところまでが一連の事業であれば、地域振興に寄与する事業というイメージはとれるかと思う。料金設定も含め、その事業を運営するための単価設定が必要という場合も考えられる。質問にあるようなアイデアを出していただけたら相談に応じさせていただく。

Q　例えば、グラウンドを少し貸してほしいとなったときの手続きはどのようになるのか。

A　公民館に申請をして利用許可をとるようになる。地域として、社会体育施設として

グラウンドを使いたい要望もあれば、駐車場として使いたい要望等もあるかと思うため、そのようなところに関して、要望やご意見を出していただきたい。

Q　今後、少子化に伴い廃校は増えてくると思う。後手の対応とならないように利用案が出ない場合の想定も並行して考えていただいてほしい。対応する部署を他に作っても良いかとも思う。利活用することがなければ管理する人もいなくなり、草刈りなどは自治会長や地域で管理することになり大変になると思う。

Q－２　他市の活用事例では、賃借料をとらない反面、草刈りや窓拭きをするとポイントをもらえ、一定数貯まると賃借料がいらなくなるという運用をしているところもある。

A　利活用案が決まっていない場合の廃校後の浄化槽や光熱水費は教育総務課で維持管理をしていく。ただ、不具合が出て修理の話が出ても、現役の学校と廃校となったところではどうしても優先度に差がつくのはご理解いただきたい。管理の面において、ポイント制にするといったことも面白い考えとは思う。いずれにせよ、場所の貸付けの契約となれば、誰が運営していくのかというのが重要になる。

Q　地元として公民館を校舎の１階に入れてほしいとなったらそれで決まるのか。

Q－２　地域に意見を求めたら新築を希望という方ももちろんおられるとも思う。

Q－３　新築ができるかどうかは市の判断になるということでよいか。

A　要望として、公民館という要望が出たら、それをもって市で検討していく。行政財産であるため最終的な判断は市で行う。ただ、玉津校区に限らず、校舎は公民館の利用を前提に考えており、そのようなところを地域と協議しながら進めたいというのが市の方針である。

Q　例えば、地域で校舎を全部旅館にするという案が出た場合、優先順位の１番の「地域による活用」にあたるのか。

A　地域にとって広域的に考えて最優先なのかというところはあると思う。地域の方でこうしてほしいという要望をまとめていただいても、それを市がそのとおりにできるかというとそうではない。あくまで全体的なバランス、目的などを考慮して決めていく。市としては、公民館として校舎を使いたいというのが一義的にある。

Q　玉津校区や喜佐方校区には農協の共同選果場があり、みかんアルバイターの宿舎としての跡地利用の可能性が高いと地元の人とも話している。個人が宿泊施設として借りるのは大変であり、農協等に間に入ってもらえたら円滑に進むと思う。

Q－２　単発で来てもらうのではなく、観光を含めて色々と繋げていくような、農協等

とも連携して、良い人の流れができるような工夫もしたら良いと思う。

Ａ　宿泊施設として整備している方が避難所としての利用時に使いやすいという面もあると思う。その場合の整備に公益性があるかどうかで市が整備を行うのか、民間事業者にしていただくのかは検討となる。内容によっては国や件の補助金が出る場合も検討できるため、その事業を誰がどのようにするのかを具体的に挙げていただけたらと思う。

Ｑ　今後の進め方は、委員側で自由に決めて大丈夫ということでよいか。

Ａ　そのとおりである。

Ｑ　相談があるときには市の窓口としてはどこになるのか。

Ｑ－２　聞いてもらって持ち帰っていただきたい話があるときにも事務局にきていただけるか。

Ｑ－３　随時の相談という点について、途中経過を含め、進捗を確認しながら寄り添っていただけたらと思う。少しずつ事務局と委員でやりとりをしていた方が良い結果になると思う。

Ａ　相談等の際は、教育総務課に連絡していただいて構わない。内容に応じて担当課の職員と一緒に伺う。教育検討部会等で委員とお会いする機会もあり、その際でも構わないので色々とお聞かせいただきたい。

５.閉会

１９：１７　跡地利活用検討部会終了